

平成26年度 武雄市商店街等空き店舗活用事業募集要項

武雄市では、商店街等をより魅力あるものとするため、武雄市が指定する商店街内の空き店舗に出店をされる方に、事業費の一部を支援しています。

1 補助対象

(1) 補助対象事業

- ①補助対象者が自立して継続的に行う商店街等の活性化と地域への貢献につながる事業で、武雄市が指定する商店街に不足し、住民の生活に必要なものや潤いを提供できるもの。
 - ②地域資源のPRや観光客の回遊性を高めることができるような事業。
- ※ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける業種を除きます。

(2) 補助対象空き店舗

武雄市が指定する対象エリア内で以前は店舗として使われていた建物又は民家で、現在商業及びサービス業等の事業活動の場として使われていない状態のもの。

2 補助内容

(1) 助成額

事業を開始するために必要な経費のうち、空き店舗の改装にかかる費用の合計額の3分の2以内（千円未満の端数は切捨て）で、100万円を限度とします。

※商店街空き店舗活用事業における改装費とは、空き店舗を事業用として標準的な方法及び単価で内部改築するものであり、家屋本体の構造物（例：窓、シャッター等）の改修等は除きます。

(2) 助成条件

出店に際して個人・法人の別は問いませんが、事業を開始する区域の商店会・商店街振興組合に出店が認められることが前提となります。

3 応募資格

- (1) 事業を開始する者（法人の場合は代表者）の年齢が18歳以上であること。
- (2) 武雄市が指定する商店街の対象エリアの空き店舗を活用し、事業を開始する者であること。
- (3) 平成27年2月28日までに、事業開始が可能であるもの。

4 出店場所

武雄市が指定する商店街：温泉どおり、宮野町どおり、中町どおりの各商店街にある空き店舗。

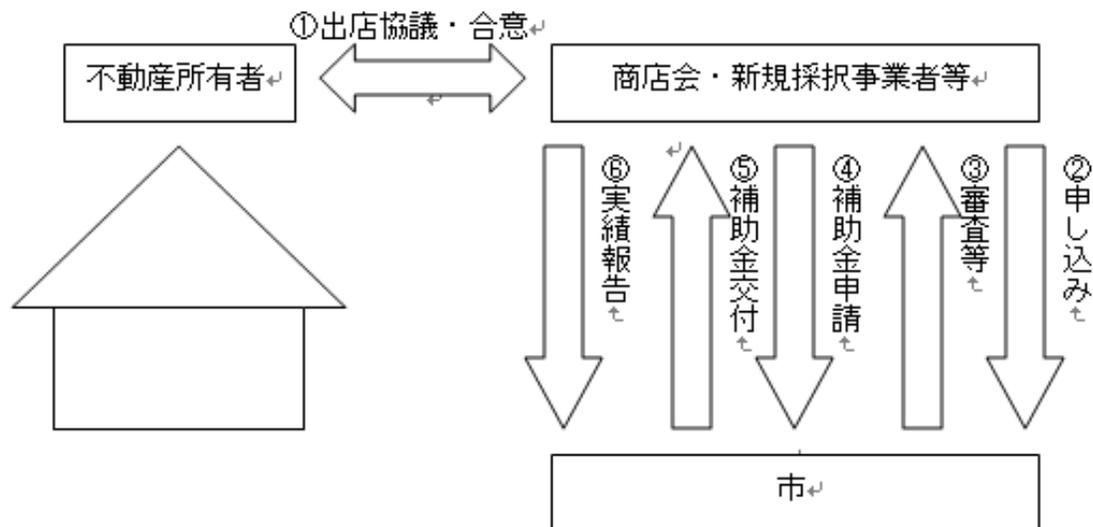
5 募集期間

- (1) 第一期募集：平成26年4月1日～5月30日まで
- (2) 第二期募集：平成26年7月1日～9月30日まで
但し、第二期募集については次のとおりになります。
 - ① 第一期募集期間後の選考の結果、事業の対象として選定された新規出店者がなかった場合のみ実施されます。
 - ② 申込みに応じて随時審査を実施し、対象者を選定します。その結果、助成額の合計が規定の金額に達し次第、募集は終了となります。

6 募集件数 1件程度。

7 選考方法 書類による一次審査と、面接による二次審査にて選考を行います。

8 事業の流れ



9 応募申請（第一期募集）

(1) 申込方法

申請書類に必要事項を記入のうえ、平成26年5月30日（金）午後5時までに、武雄市商工流通課・商工係までご提出ください。

(2) 申請書類

- ①出店申込書（書式は別紙のとおりとします）
- ②開業計画書（書式は別紙のとおりとします）

(3) 事前報告

申請にあたっては、空き店舗のある区域の商店会・商店街振興会の商店会長等に、事前に「出店計画書」により報告してください。商店会長等の連絡先については、武雄市商工流通課商工係までお問合せください。

10 応募にあたっての注意点（第一期募集）

- (1) すでに開店している店舗や、交付決定の前に店舗の改装など事業が始まっている場合は、補助対象外となります。
- (2) 応募申請後は、店舗立地など事業計画の変更はできません。審査を経て、交付決定が決まるのは、7月以降となります。その間に店舗が埋まってしまうと、計画どおりの開業ができず、補助の対象となりません。事前に家主さんとよく話し合ったうえでお申込みください。
- (3) 交付される補助金の額は、事業開始後に提出していただく実績報告の内容を審査して、最終的に確定されます。
- (4) 出店計画が採択された後は、原則として、商店会・商店街振興会と新規採択事業者の連名にて、市に対して補助申請を行うこととなります。

■ ご提出・お問合せ先：
佐賀県武雄市武雄町大字昭和1-1
武雄市役所商工流通課商工係
電話：（0954）23-9183
FAX：（0954）23-7102